

平成30年度 第1回行財政改革推進委員会 会議録（要旨）

- 1 日 時 平成30年8月2日（木） 17：53～18：40
- 2 場 所 旭川市総合庁舎2階 秘書課第2応接室
- 3 出席者 秋山委員，浅沼委員，梅津委員，川邊委員，篠原委員，増田委員
（事務局）総務部行政改革課 向井部長，松田課長，青葉主査，木村
（所管課）総合政策部財政課 木村次長，稲田主幹，佐々木主査
- 4 公開・非公開の別 公開
- 5 会議資料
次第
（資料1） 平成30年度旭川市行財政改革推進委員会委員名簿
（資料2） 旭川市行財政改革推進委員会条例
（資料3） 旭川市行財政改革推進委員会の会議公開等に関する取扱い（案）
（資料4） これまでの行政評価の取組の概要
（資料5） 行政評価実施要綱
（資料6） 諮問書
（資料7） 使用料・手数料の見直しスケジュール
（資料8） 平成30年度 行政評価の概要
（資料9） 行政評価対象施設一覧
（資料10） 今後のスケジュールと進め方（案）
（資料11） 行政評価シート
- 6 議事要旨
 - (1) 岡田副市長挨拶
 - (2) 諮問書の交付
岡田副市長から川邊会長に諮問書（資料6）を交付した。
 - (3) 旭川市行財政改革推進委員会の運営について
事務局から資料3の内容を説明し，会議の公開等の取扱いについて案のとおりとすることに決定した。
 - (4) 「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（改訂版）に基づく使用料・手数料の改定について
所管課から資料7に基づき，今後のスケジュールを報告した後に質疑応答を行った。
概要は次のとおり。
（委員）
改定料金の市民への周知期間を約6か月設けるとの説明があったが，第3回定例会での議決後に周知すると，厳密には6か月ないが問題ないか。
（所管課）
周知期間の決まりはない。議決はおおむね9月末から10月上旬となるので，約6か月となる。前回の改定時（平成18年4月）の周知期間は3か月であったので，今回はより丁寧に対応するものである。

(5) 平成30年度の行政評価について

資料4から資料6及び資料8から資料11に基づき、これまでの行政評価の取組の概要、行政評価実施要綱、平成30年度の行政評価の概要、評価対象施設、今後のスケジュールと進め方について説明した後に質疑応答を行った。

概要は次のとおり

(委員)

スケジュールが合わずに出席できない日もあるので、事前に資料と行政評価シートを送ってもらえれば、メール等で意見を提出する。

(委員)

全員がそろわない日もあるが、その場合でもなるべく事前に意見をもらうようにしてほしい。

(委員)

大枠の話だが、施設の運営に当たり、委託、補助金、指定管理者制度といった仕組みを変えた場合、金額が同じであっても課税の関係で実質的な運営経費が目減りする場合があるので、予算措置には配慮してほしい。